

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

基本目標と施策の体系（案）

1 施策の体系

次の「8つの施策の柱」により、高齢者保健福祉施策を総合的に推進します。

(1) 高齢者の社会参加・生きがいの促進

＜目標とする姿＞

高齢者が持つ知識や能力を、社会の中で十分に活かすことのできる機会が提供されていること。

＜取り組みの方向性＞

多様な学習機会の充実と、地域活動、ボランティア活動などの社会参加を通じた社会貢献活動を促進し、得られた知識や能力を発揮できるようにします。

(2) 介護予防に積極的に取り組める環境の整備

＜目標とする姿＞

介護予防の意識が広く浸透し、高齢者となる前から、積極的に取り組むことができる機会が整っていること。

＜取り組みの方向性＞

早い段階からの日常的・自発的な介護予防の習慣づけに向けた普及啓発を行います。自主グループなどによる、身近な地域での様々な取り組みを推進します。

(3) 地域における支え合いの体制づくり

＜目標とする姿＞

公的サービス以外にも、地域で必要な生活支援サービスが提供され、又は、高齢者がその担い手となる環境が整っていること。

＜取り組みの方向性＞

地域の共助による支援体制を拡充し、生活支援サービスの担い手をつくります。また、利用者とサービス提供主体をつなぐ体制を構築し、サービスに関する情報提供体制を整備します。

(4) 地域で認知症の方とその家族を支える体制の整備

＜目標とする姿＞

認知症に対する理解が浸透し、地域で認知症高齢者を支える体制が整っていること。

＜取り組みの方向性＞

地域における相談窓口の充実・強化や、正しい知識の普及啓発、地域でのサポートができる環境をつくっていきます。在宅生活が困難な際の受け入れ先を

整備し、適切な在宅復帰のための仕組みをつくとともに、早期発見と早期支援のための取り組みを進めていきます。

(5) 多職種連携による在宅での療養・介護提供体制の構築

<目標とする姿>

医療と介護など、多職種の連携により、在宅で必要な療養・介護が受けられる体制が整っていること。

<取り組みの方向性>

病院、かかりつけ医、介護職、行政機関等の多職種の連携により、高齢者の在宅生活を支える体制づくりを進め、ネットワークを構築していきます。また、日常生活圏域における居宅系サービス、地域密着型サービスを着実に整備していきます。

(6) 日常生活圏域を中心とした介護サービス基盤の整備

<目標とする姿>

日常生活圏域（中学校区）内で、必要な介護保険サービスを受けることができる基盤が整っていること。

<取り組みの方向性>

要介護者数及び保険料の長期的推移を見据え、的確な需要予測に基づく計画的な基盤整備を進めます。また、重度者であっても在宅生活が可能となるような、居宅系サービスの整備と在宅への移行を支援します。

(7) 将来にわたる良質な介護人材の確保

<目標とする姿>

介護人材が将来にわたって、質・量ともに確保されていること。

<取り組みの方向性>

職員の処遇改善に向けた取り組みを推進するとともに、事業者の介護人材確保に向けた取り組みを支援します。また、若い世代の職業意識を醸成するとともに、キャリアパスの確立、介護関連資格の取得に向けた支援を行います。

(8) 多様な生活ニーズに対応した快適で安心できる暮らしの確保

<目標とする姿>

多様な生活ニーズに対応した暮らしが確保されていること。

<取り組みの方向性>

自宅での生活を可能とする各種施策を実施します。

また、サービス付き高齢者向け住宅など多様な居住基盤の整備推進、サービスの質の確保を図ります。

高齢者保健福祉施策の体系

1 高齢者が安全に安心して快適に暮らせる環境づくり

①安全・安心な暮らしの確保

- (ア) 災害対応力の強化
- (イ) 日常生活における暮らしの安全の確保

②快適に暮らしていくための環境の整備

- (ア) 高齢期にも住み続けられる住まいの整備
- (イ) ひとにやさしいまちづくりの推進
- (ウ) 高齢者が暮らしやすい都市構造への転換

2 生きがいづくり・社会参加の促進

①社会参加活動の推進

- (ア) 社会参加活動促進のための環境整備
- (イ) 地域社会貢献活動の促進
- (ウ) 外出支援

②多彩な生涯学習の展開

- (ア) 学習機会の提供 (イ) 文化活動支援
- (ウ) スポーツ活動支援

3 “豊齢力アップ”を目指した介護予防・健康づくりの推進

① 市民一人ひとりの“豊齢力アップ”

- (ア) からだの豊齢化
- (イ) こころの豊齢化
- (ウ) 興味を深め、関心を高めることでの豊齢化

②環境づくり

- (ア) 環境づくり

4 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

①認知症の人とその家族への支援

- (ア) 認知症の人とその家族への支援

②支援体制の充実

- (ア) 地域における支え合いの推進
- (イ) 認知症介護の質の向上
- (ウ) 早期発見・早期対応の促進
- (エ) 関係機関の連携強化

5 「地域の支え合い」への支援

①在宅生活を支える多様な支援

- (ア) 要介護高齢者への支援
- (イ) ひとり暮らし高齢者等、高齢者のみ世帯への支援
- (ウ) 介護家族への支援

②地域の関係機関による支援の充実

- (ア) 多様な機関による支援
- (イ) 地域包括センターの機能強化

③高齢者虐待の防止と権利擁護

- * (ア) 高齢者虐待の防止
- (イ) 高齢者の権利擁護

6 介護サービス基盤の整備

①介護サービス基盤の整備

- (ア) 特別養護老人ホーム等施設の計画的な整備

②適切なサービス提供のための仕組みづくり

- (ア) 高齢者個人のニーズに沿ったサービスの提供
- (イ) 施設における良好な環境の確保

7 介護サービスの質の向上

①利用者への質の高いサービスの提供

- (ア) 介護人材の確保・資質の向上
- (イ) サービスの質の確保・向上

②円滑なサービス利用のための取り組み

- (ア) サービス選択のための情報提供の充実
- (イ) きめ細かな制度の周知・啓発

高齢者保健福祉施策の体系

1 高齢者の社会参加・生きがいの促進

① 社会参加活動の推進	(7) 社会参加活動促進のための環境整備 (4) 地域社会貢献活動の促進 (ウ) 外出支援
② 多彩な生涯学習の展開	(7) 学習機会の提供 (4) 文化活動支援 (ウ) スポーツ活動支援

2 介護予防に積極的に取り組める環境の整備

① 一人ひとりの介護予防・健康づくりの取り組み	(7) からだの健康づくり (4) こころの健康づくり
② 地域の高齢者を取り巻く介護予防推進に向けた環境づくり	(7) 環境づくり

3 地域における支え合いの体制づくり

① 在宅生活を支える多様な支援	(7) 地域での見守り体制の構築 (4) 要介護高齢者への支援 (ウ) ひとり暮らし高齢者等、高齢者のみ世帯への支援 (エ) 介護家族への支援
② 地域の関係機関による支援の充実	(7) 多様な機関による支援 (4) 地域包括支援センターの機能強化
③ 高齢者虐待の防止と権利擁護	(7) 高齢者虐待の防止 (4) 高齢者の権利擁護

4 地域で認知症の方とその家族を支える体制の整備

① 認知症の方とその家族への支援	(7) 認知症の方とその家族への支援
② 医療、福祉の専門職による支援	(7) 認知症介護の質の向上 (4) 早期発見・早期対応の促進 (ウ) 関係機関の連携強化
③ 地域における認知症の正しい理解と支え合い	(7) 地域における支え合いの推進 (4) 認知症に関する正しい知識の普及啓発
④ 認知症に対応した介護サービスの基盤整備	(7) 認知症対応型介護サービスの基盤整備

5 多職種連携による在宅での療養・介護提供体制の構築

① 地域で暮らしていくために必要な介護サービス基盤の整備	(7) 日常生活圏域(中学校区)における居宅系サービス、地域密着型サービスの着実な整備
② 地域包括支援センターの機能強化	(7) 地域包括支援センターにおける相談・支援体制の充実 (4) 地域包括支援センター・地域包括ケアシステムに関する広報の充実
③ 多職種連携による支援体制の充実	(7) 地域ケア会議の推進 (4) かかりつけ医・専門職等による在宅療養の充実 (ウ) 関係機関の連携強化
④ 専門職によるマネジメント機能の充実	(7) 専門職向けマネジメント機能充実のための研修の実施
⑤ 介護負担の軽減	(7) 介護家族への支援

6 日常生活圏域を中心とした介護サービス基盤の整備

① 介護サービス基盤の整備	(7) 特別養護老人ホーム等施設の計画的な整備 (4) 地域密着型サービスの計画的な整備
② 適切なサービス提供のための仕組みづくり	(7) 高齢者個人のニーズに沿ったサービスの提供 (4) 施設における良好な環境の確保

7 将来にわたる良質な介護人材の確保

① サービスを担う人材の確保	(7) 職員の処遇改善に向けた取り組みの推進 (4) 事業者の介護人材確保に向けた取り組みの支援 (ウ) 若い世代の職業意識の醸成 (エ) 介護関連資格の取得に向けた支援 (オ) 有資格者への働き掛け
② 地域での人材の確保	(7) 地域での支え合いを担う人材の確保
③ 質の高いサービスを提供できる人材の確保	(7) 介護人材の資質向上 (4) キャリアパスの確立

8 多様な生活ニーズに対応した快適で安心できる暮らしの確保

① 安心できる暮らしの確保	(7) 災害対応力の強化 (4) 日常生活における安心できる暮らしの確保
② 自宅での生活を可能とする各種施策の実施	(7) 介護サービス基盤の整備 (4) 生活支援サービスの充実 (ウ) かかりつけ医・専門職等による在宅療養の充実
③ 快適に暮らしていくための環境の整備	(7) 高齢期にも住み続けられる住まいの整備 (4) ひとにやさしいまちづくりの推進 (ウ) 高齢者が暮らしやすい都市構造への転換

2 基本目標

(1) 「仙台市基本構想」「仙台市基本計画」に掲げる目標

「仙台市基本構想」では、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市像の一つとして「支え合う健やかな共生の都―やすらぎに満ち、心豊かな暮らしを支える安心・健康都市―」を掲げています。この都市像を実現するため、「仙台市基本計画」では、「地域で支え合う心豊かな社会づくり」を重点政策の一つとし、「共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会」をつくることとしています。

(2) 東日本大震災からの復興

本市に甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復興に向け、平成23年に策定した「仙台市震災復興計画」は、「仙台市基本計画」とともに市政運営の両輪として位置づけられるものです。各分野の施策展開を図る上で、震災からの復興支援は、本市共通の重視すべき目標となります。

(3) 本計画で進める基本目標

前述の(1)(2)を踏まえ、本計画では、次の基本目標を掲げます。

高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、支援が必要になっても安心して暮らすことができる社会の実現を目指します

少子高齢化の急速な進展と、これに伴う人口減少は、労働力人口、経済活動、国や自治体財政、社会保障制度など、様々な分野に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

これからの都市づくりにおいては、こうした見通しを踏まえた中長期的な視点に立ち、少子高齢社会にあっても、都市の活力を持続させ、市民が安心して暮らし続けることができる社会を構築していくことが重要となります。

その一環として、本市の高齢者保健福祉施策は、将来にわたって高齢者が安心して暮らすことができるよう、必要なサービスを着実に提供しながら、多様な地域資源の連携によって高齢者を支えるとともに、高齢者自らが、社会を支える存在であり続ける姿をめざして、施策展開を図っていきます。

【参考】現計画の基本目標

高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、地域での支え合いにより、安全に安心して暮らすことができる社会の実現

基本目標と施策の体系(案)

【基本構想】 目指す仙台の都市像

支え合う健やかな共生の都



【基本計画】 都市像実現のための重点政策

地域で支え合う心豊かな社会づくり



高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

基本目標

高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、支援が必要になっても安心して暮らすことができる社会の実現を目指します

施策の体系

- 1 高齢者の社会参加・生きがいの促進
- 2 介護予防に積極的に取り組める環境の整備
- 3 地域における支え合いの体制づくり
- 4 地域で認知症の方とその家族を支える体制の整備
- 5 多職種連携による在宅での療養・介護提供体制の構築
- 6 日常生活圏域を中心とした介護サービス基盤の整備
- 7 将来にわたる良質な介護人材の確保
- 8 多様な生活ニーズに対応した快適で安心できる暮らしの確保